

## 議事要旨(1) IFRS適用課題対応専門委員会における検討状況

冒頭、関口常勤委員より、第 2 回 IFRS 適用課題対応専門委員会における IASB から公表されている公開草案及び IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ却下通知(案)への対応案に係る検討状況について、コメント・レターを送付すべきか否か、また送付する場合のコメント・レター(案)の内容を含め、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 審議事項(1)-2 IFRIC 解釈指針案「法人所得税務処理に関する不確実性」について、企業のグローバル化が進み、各国における税務訴訟が増えてくると考えられる中で、認識基準の閾値を「ほぼ確実(virtually certain)」という高いハードルではなく、「可能性が高い(probable)」とした場合、未収税金の認識の判断が大きく異なることが見込まれるが、この点について「可能性が高い」とする提案を支持する見解ということか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 事務局では、当初、税務訴訟により見込まれる未収税金を偶発資産の一部と捉え、専門委員会において、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」との整合性に鑑みて認識基準の閾値を「ほぼ確実」と修正すべきとするコメント(案)も検討した。これに対して、専門委員会では、IAS 第 12 号「法人所得税」における他の要求事項との整合性を重視すべきという意見が複数示されたことから、本日提示しているコメント(案)では、公開草案の提案に反対しないとしている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 審議事項(1)-3 IFRIC 解釈指針案「外貨建取引と前払・前受対価」について、コメント・レターを提出しないという事務局提案だが、設例に「返金不能であること」が要件として示されている一方で、解釈指針案の本文で触れられていないことにより誤解が生じる可能性はないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 解釈指針案の提案は非貨幣性資産を対象としている一方で、「返金不能であること」は解釈指針案の本文で要件とされておらず、この点について必ずしも明確でない。このためコメント・レターを提出する場合、この点についてコメントすることを考えたが、解釈指針案の提案について全体として支持することが考えられたため、総合的な判断として、コメント・レターを提出するまでには至らないと考えた。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 審議事項(1)-5 IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」－条件変更された金融資産の認識の中止、並びに、審議事項(1)-6 IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」－資産購入に係る変動支払の 2 つについて、中長期的な課題として認識の共有を図るためにコメント・レターを提出することには同意するが、コメント・レター（案）において、概念フレームワークの見直しに沿って検討することを提案している箇所は不要ではないか。
  - 審議事項(1)-5 について、概念フレームワークでの認識の中止の論点は、いつの時点で財務諸表の認識を中止するかという論点であるのに対し、本審議事項においては、どういった条件変更を再取得したものとみなすかが論点となっており、必ずしも同じ論点ではなく、概念フレームワークに沿った検討が我々にとって好ましい結果となるかは現状において見通しが困難ではないか。
  - 審議事項(1)-6 について、変動支払のガイダンスが欠けていることに触れられているが、論点となるのは費用に関するガイダンスが存在していないことだと考えられ、費用全般のガイダンスについて指摘することを検討してはどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 当委員会は、IASB の概念フレームワークに関する公開草案に対して、概念フレームワークは IASB における基準開発において役立つものとすべきとするコメントを行っている。本日提示しているコメント（案）では、そうした点を踏まえ、認識の中止や負債の定義についての論点が、本審議事項それぞれの今後の検討に役立つ可能性に期待したコメントとしている。
  - 審議事項(1)-5 については、条件変更や交換を伴う取引が対象であるため、必ずしも単純な認識の中止に関する論点ではないが、認識の中止を含む類型として考えられる。当委員会は、IASB の概念フレームワークに関する公開草案に対するコメントにおいて、認識の中止についての考え方を提案しており、当該提案を踏まえた検討を将来において促すコメントとしている。
  - 審議事項(1)-6 については、費用の会計処理というよりも、資産の購入に関する論点として、資産に焦点をあてたコメントとしている。
- 
- ある委員より、次のコメントがあった。
    - 審議事項(1)-4 公開草案「IFRS の年次改善 2014－2016 年サイクル」のコメント・レター（案）における経過措置に関するコメントについて、遡及修正に反対しているという意図が分かりにくいため見直しを検討頂きたい。
  
  - ある委員より、次のコメントがあった。

- 審議事項(1)-5、-6 については、中長期的な課題として、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議等の他の場で IASB に対して発言する機会がないのであれば、コメント・レターを提出することを検討頂きたい。

以 上